

## あすなろ園居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています  
(岡山県指定 第 3370200267 号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援及び介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援及び介護予防支援とは

- ご利用者が居宅での介護サービス及び介護予防サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画」（以下「ケアプラン」という）を作成します。
- ご利用者のケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防事業者等との連絡調整を継続的に行い、ケアプランの実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	7
7. 虐待の防止について.....	7
8. 業務継続計画の策定に関して.....	7
9. 感染症まん延防止.....	8
10. 緊急時の対応について.....	8
11. 苦情の受付について.....	8
<重要事項説明書付属文書>.....	9

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松園福祉会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市玉島勇崎1044番地
- (3) 電話番号 086-528-3110
- (4) 代表者氏名 理事長 中塚周一
- (5) 設立年月 平成2年11月27日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所（指定番号 3370200267）  
指定介護予防支援事業所（指定番号 3370200267）

#### (2) 事業所の目的

指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に必要な保健・医療・福祉サービスが総合的に提供されるよう、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画を作成します。

- (3) 事業所の名称 あすなろ園居宅介護支援事業所

- (4) 事業所の所在地 倉敷市玉島勇崎1044番地

- (5) 電話番号 086-528-3275

- (6) 管理者氏名 所長 増川由香

#### (7) 当事業所の運営方針

当居宅介護支援事業所は、ご利用者が要支援・要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅において日常生活を送り続けることができるよう、ご利用者の心身の状態や生活環境を十分に考慮した上で多様なサービスを迅速かつ総合的に提供するよう努めるものとします。

- (8) 開設年月 平成12年4月1日 指定居宅介護支援事業所（指定番号 3370200267）

令和6年4月1日 指定介護予防支援事業所（指定番号 3370200267）

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 玉島南地区

\* 実施地域以外の方も応相談にてご利用できます。

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 9:00～16:00
定休日	日曜日・祝日、年末年始（12/31～1/3） * 定休日及び営業時間外は、転送電話にて当番の職員が電話相談等に 応じます

#### 4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援、指定介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	
1. 事業所長（管理者）	1名
2. 介護支援専門員	2名以上 （1名は管理者兼務）

※常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数 44 人（当該事業所における要介護の利用者数に、当該事業所における要支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数）に対して1人を基準とし、利用者の数が44人又はその端数を増すごとに1とする。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

〈サービス利用料金〉

##### 居宅介護支援費（Ⅰ）

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費（ⅰ） （ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が45件未満の場合）	10,860円	14,110円
居宅介護支援費（ⅱ） （ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が45件以上60件未満の場合）	5,440円	7,040円
居宅介護支援費（ⅲ） ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が60件以上の場合）	3,260円	4,220円

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、2か月以上継続して該当する場合には算定しません。

※特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

##### 介護予防支援費Ⅱ ※介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所

介護予防支援費（Ⅱ）	要支援 1・2	4,720円
------------	---------	--------

◆加算(居宅介護支援費を算定している場合のみ)

加算項目	利用料	
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。但し、運営減算に該当する場合は算定しない ※「新規」とは契約の有無に関わらず、過去2か月以上、居宅介護支援を提供していない利用者に対して、居宅サービス計画を作成した場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院した日(入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合は当該情報を提供した日を含み、事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める事業所の営業日以外の日に入院した場合には、入院した翌日も含む。)のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日(加算(Ⅰ)を除き、事業所における運営規程に定める営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。)のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ・連携1回 (カンファレンス参加なし) (カンファレンス参加あり) ・連携2回 (カンファレンス参加なし) (カンファレンス参加あり) ・連携3回 (カンファレンス参加あり)	4,500円 6,000円 6,000円 7,500円 9,000円	病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設(以下、病院等という。)への入所をしていた者が退院又は退所(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を行い、利用者に関する必要な情報の提供(以下、情報提供という。)を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合につき利用者1人につき月1回を限度として加算する。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

ターミナルケアマネジメント 加算	4,000円	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を確認した上で、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備。在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合 ※ 当該加算の対象となる疾患について、令和6年4月制度改正から末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする
特定事業所加算（Ⅰ）	5,190円	「利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円	
特定事業所加算（A）	1,140円	

#### 加算（介護予防支援）

初回加算	3,000円	介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して介護予防支援を行った場合
------	--------	---

当事業所が提供するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者及びその家族から一切の費用負担は行ないません。ただし、法定代理受領に該当しない場合は、一旦、利用料を支払っていただく場合があります。

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、指定居宅介護支援、指定介護予防支援を行う場合においても交通費実費相当額を頂く事はありません。

#### ◆サービスの内容と利用料金（契約書第3～7条、第9～10条参照）

##### <サービスの内容>

当事業所では、居宅介護支援及び介護予防支援として次のサービスを提供します。

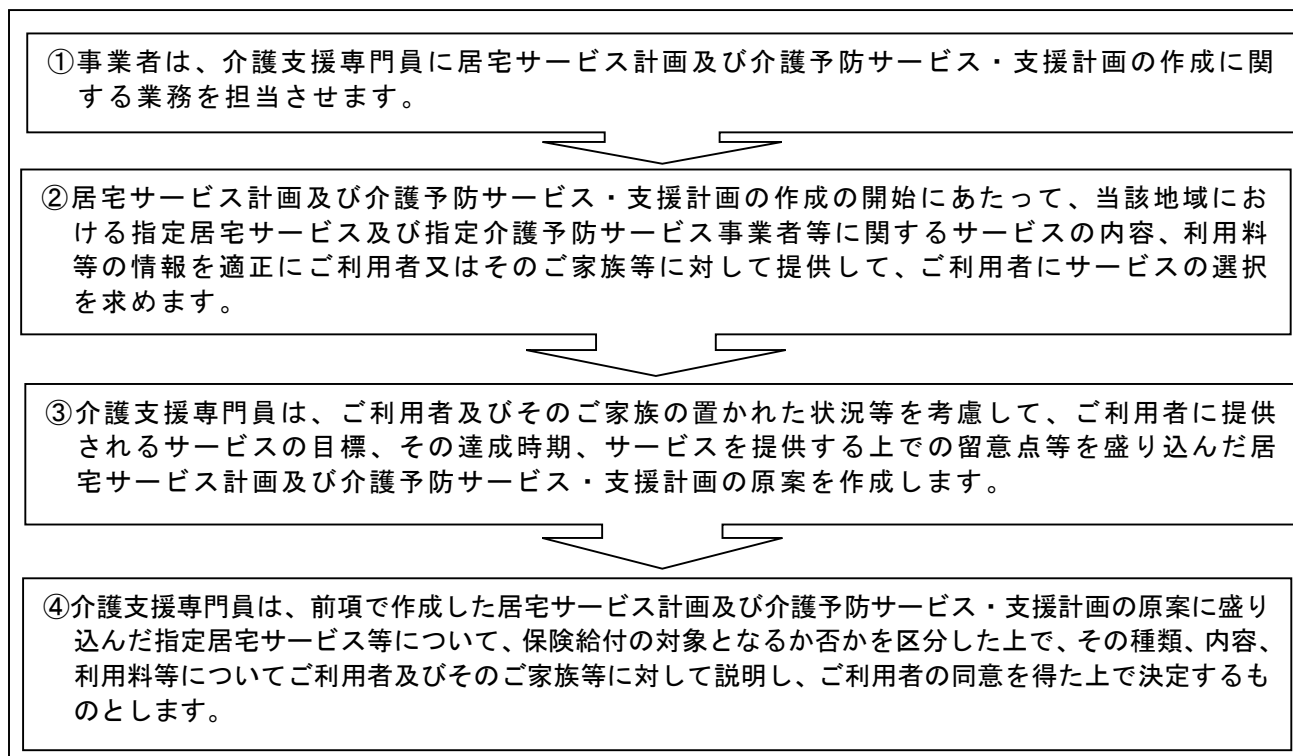
##### （1）居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及び介護予防サービス、その他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。また、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。

上記について十分説明を行い、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画を作成します。

## <居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成の流れ>



◇居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画作成においてご利用者及びご家族の個人情報の取扱いについては、契約書第12条第2項に基づき、サービス担当者会議等正当な理由がある場合等において用いることがあります。

### (2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防支援事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者及び指定介護予防支援事業所等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### (3) 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画を変更します。

### (4) 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(5) 終末期の医療やケアの方針に関する利用者に対しての支援

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者と診断された場合、その家族の意向を確認した上で24時間連絡がとれる体制をとり、必要に応じて居宅介護支援を行います。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第8条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 虐待の防止について

(1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- ②虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③職員に対して虐待の防止のための研修を実施しています。
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

○虐待の防止に関する担当者

[園長] 中塚裕之

[所長] 増川由香

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

8. 業務継続計画の策定に関して

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援、介護予防支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとします。

- ①事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 9. 感染症まん延防止

当事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 10. 緊急時の対応について

指定居宅介護支援サービス及び指定介護予防支援サービスの提供中にご利用者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関等に連絡し、適切な措置を講じることとします。

従業者は、緊急時に備え日常からご利用者の状態の把握と緊急時の対応方法などの学習及び講習を行うものとする。

## 11. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔園長〕中塚裕之

〔所長〕増川由香

○連絡先 TEL 086-528-3110（法人本部）

086-528-3275（居宅直通）

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～16:00

### （2）行政機関その他苦情受付機関

倉敷市 介護保険課	倉敷市西中新田640 倉敷市役所 TEL 086-426-3343 受付日時：8:30～17:15（土・日・祝及び12/29～1/3を除く）
岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町17番5号 岡山県国保会館 TEL 086-223-8811 受付日時：8:30～17:00（土・日・祝及び12/29～1/3を除く）
岡山県運営適正化委員会	岡山市北区南方2丁目13-1 TEL 086-226-9400 受付日時：8:30～17:30（土・日・祝除く）



## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 居宅サービス計画の決定について（契約書第3条）

- ① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画等の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ③ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ④ 下記の内容について、利用者又は家族に説明を行い、文書を交付し署名をいただくものとします。
  - ・ 前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成した居宅サービス計画における、訪問介護等（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。
  - ・ 前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）。

◆前6か月について  
前期（3月1日から8月末） 後期（9月1日～2月末）
- ⑤ 介護支援専門員は、利用者の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### 2. サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を提示してください。また、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間、負担割合）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

また、病院等へ入院される際には担当の介護支援専門員の氏名や連絡先を病院等にお伝えいただき、当事業所にも入院の連絡をお願いします。

### ※介護予防マネジメント

訪問型サービス（ヘルパー派遣等）、通所型サービス（デイサービス等）の介護予防・日常生活支援総合事業（倉敷市独自）のサービスのみを利用する場合は、地域包括支援センターとの契約が必要です。

### 3. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援及び介護予防支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画、その実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援及び介護予防支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。

#### 4. 損害賠償について（契約書第 13 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生についてご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります（契約書第 2 条参照）。

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します（契約書第 14 条参照）。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業（倉敷市独自）のサービスのみを利用する場合
- ④ 要支援の認定を受けた利用者が倉敷市以外の住所に変更した場合
- ⑤ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ⑥ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑦ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑧ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑨ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

#### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援及び介護予防支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

年 月 日

指定居宅介護支援及び介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人松園福祉会 あすなろ園居宅介護支援事業所

説明者職名

介護支援専門員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け同意しました。また、指定居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者及び代理人の個人情報の取り扱いについて、サービス担当者会議等正当な理由がある場合において用いることに同意いたします。

ご利用者住所

ご利用者氏名 印

代理人住所

代理人氏名 印

続 柄